

静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程
(静岡県がんセンター局職員就業規程の一部改正)

第1条 静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第33条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第7条の規定に基づき、適法な団体交渉を行う場合。</p> <p>(2) 地公労法第13条の規定に基づき、苦情処理共同調整会議に出席する場合</p> <p>(3) 労働組合の総会、これに代わる委員会及び執行委員会に参加する場合並びに労働組合の規約の作成若しくは変更若しくは役員選挙のための投票に係る事務に従事し、又は投票を行う場合</p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱いについては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年静岡県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</p> | <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第33条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第7条の規定に基づき、適法な団体交渉を行う場合。</p> <p>(2) 地公労法第13条の規定に基づき、苦情処理共同調整会議に出席する場合</p> <p>(3) 労働組合の総会、これに代わる委員会及び執行委員会に参加する場合並びに労働組合の規約の作成若しくは変更若しくは役員選挙のための投票に係る事務に従事し、又は投票を行う場合</p> <p><u>2</u> <u>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として管理者が必要と認める場合、職員は、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項に定めるもののほか、職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱いについては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年静岡県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季における場合にあつては、一の年の<u>6月から9月まで</u>（ただし、<u>第8条の規定による週休日</u>が定められた職員にあつては<u>6月から10月まで</u>）の期間内における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13-99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「<u>9月</u>」とあるのは、「<u>10月</u>」（ただし、<u>第8条の規定により週休日</u>が定められた職員と同等の勤務形態の職員に限る。）と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季等における場合にあつては、一の年の<u>5月から11月までの期間内</u>における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13-99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「<u>6月</u>」とあるのは、「<u>5月</u>」に、<u>同号中「10月</u>」とあるのは「<u>11月</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第1条の規定 令和5年5月8日
- (2) 第2条の規定 令和6年4月1日